

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年11月9日

契約責任者

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

座間支部長 河井 哲也

1 工事概要

- (1) 工 事 名 座間支部（5）庁舎内装改修工事
- (2) 工事場所 神奈川県座間市相武台一丁目46番1号
- (3) 工事内容 庁舎の壁紙及びタイルカーペットの張り替え工事を行う。
- (4) 工 期 令和6年3月28日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則（平成14年駐労規第22号。以下「契約規則」という。）第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 契約規則第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、建築工事において「D」等級以上の格付を受け、南関東防衛局に競争参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の契約責任者から「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に係る指名停止等の措置要領」（平成19年理事長決裁）又は南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者等は専任とする。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・一級建築士の資格を有する者

- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
- (7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に資本関係及び人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (8) 入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (9) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒252-0011 神奈川県座間市相武台一丁目46番1号
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 座間支部 管理課 総務経理係
TEL 046-251-1547
E-mail haihu_account_zama@lmo.go.jp

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 交付方法 原則として電子メールにより交付する。交付を希望する場合は、PDFファイル化した2(3)の資格を添付した電子メールを(1)に送付する。紙により交付を希望する場合は(1)において資格審査結果通知書の写しと交換に交付する。ただし、郵送又は宅配便による交付を希望する場合は、資格審査結果通知書の写し及び切手（郵便の場合）又は着払いのラベル（宅配便の場合）を貼付した封筒を同封の上、(1)に送付する。この場合により被った不利益や損害については、一切補償しない。

イ 交付期間 令和5年11月9日から令和5年11月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）まで。

(3) 入札書の提出方法等

ア 提出方法 原則として郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により(1)に提出する。なお、持参による提出も認めることとするが、持参する場合は事前に(1)に連絡すること。FAXその他の方法による提出は認めない。

イ 受領期限 令和5年12月11日午後5時まで。郵送又は託送の場合は必着とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月12日（火）午後2時

イ 場所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 座間支部 会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する

条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定方法 契約規則第30条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が、機構が定めた基準を下回っている場合は、低入札価格調査を行うので、調査対象者は協力するものとする。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 契約情報の公表は以下のとおり。

契約情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契

約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）